

消費生活用製品の 事故とリコールについて



当社は、機械式の足つぽマッサージ器具を製造・直販しています。

まず。販売後、半年ほどして、足つぽマッサージ器具の出力を最大にして長時間使用したところ、足に痺れのような痛みが出たのだが、といった問い合わせが数件発生しました。調査したところ、想定を超える長時間の使用により、マッサージ器具の部品が摩耗して強い出力が続き、思わぬけがをするケースがあることが判明しました。

安全性を優先して商品のリコールを行いたいと考えていますが、具体的にはどのような措置を取る必要があるのでしょうか。また、リコールはいつまで行う必要があるのでしょうか。



1. 法令上の根拠
消費生活用製品安全法（以下、本法）

という耳慣れない法律があり、

本件のようなケースにおけるリコールに関する規律を定めています。

本法で対象となるのは、「消費生活用製品」です。これは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」と定義されており（本法第2条）、「足つぽマッサージ器具」もこれに該当するものと言えます。また、本法は、「消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者」（以下、事業者）に対し、「消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するように努めなければならない」と、事故情報を収集・提供する努力義務を定めています（本法第34条）。事業者には、製造者だけでなく、輸入者、販売者も含まれている点に留意が必要です。本件では、マッサージ器具を製造および販売していますので、「事業者」

に該当することになります。

2. リコールが必須となるケースと自発的なリコールで足りるケース

事業者のうち「製造・輸入」を行う事業者は、「製品事故」が発生した場合、その原因調査を行い、危害の発生および拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該製品の回収その他の危害の発生および拡大の防止措置をとるよう努めなければならない（販売）を行う事業者はこれに協力しなければなりません（本法第38条）。「製品事故」とは、消費生活用製品の使用中に起きた、①一般消費者の生命または身体に対する危害が発生した事故、または、②消費生活用製品が滅失し、またはき損した事故であつて、一般消費者の生命または身体に対する危害が発生するおそれのあるものいづれかを言い

虎門中央法律事務所
（商工研相談業務委嘱先）
弁護士

平野 賢

まず（本法第2条）。

一方、「重大製品事故」が発生したことを知ったときは、「当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない」と定められています（本法第35条）。ここでいう「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、または発生するおそれがある危害が重大であるものを言い（本法第2条）、具体的には、死亡事故、30日以上の治療期間を要する事故または治療後に障害が残る事故、一酸化炭素中毒、火災の発生した事故などを言います。

すなわち、「製造・輸入」を行う事業者は、製品事故が起きた場合はリコールの努力義務があり、重大製品事故が起きた場合はリコールが事実上義務付けられているということです。

本件では、消費者の長期間の使用により身体に危害が発生したとして、「製品事故」になると考えられます。すでに数件こうした事例が発生し、部品の摩耗が原因と考えられる以上、製品についてリコールを行うという判断は妥当と言えるでしょう。

3. 製品事故およびリコールの届け出

製品事故を認識した際は、製品、事故内容、人的被害の有無、再発防止策等を記載した事故報告を、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)に対して行います。このほか、リコールを行う場合は、経済産業省に対しても、原則として事前にメールで届け出ます。経済産業省およびNITEは連携し、それぞれの事故・リコール情報のウェブサイトに、事故・リコール情報を掲載することになります。

他方、重大製品事故が発生した場合は、経済産業省・NITEではなく、消費者庁に事故報告を行います^(*)。報告は、ウェブサイトから直接行うか、報告書式に事故内容を記載し、メー

ルにて送信します^(*)。

事故の届け出については、「重大製品事故」は、内閣府令により、事故を認識したときから10日以内に行うことが義務付けられています。他方、一般的な製品事故は、事故を認識したときから10日以内をめどに報告することが定められています。

4. リコールの継続的な報告の必要性

リコールを開始した場合は、最初の1年間は、原則として3カ月に1回、経済産業省にリコールの進捗状況の報告が必要となります。その後は、原則として半年に1回リコールの進捗^{しんちょく}状況を報告する必要があります。

5. リコールおよびリコール報告の終了時期

リコールの終了時期について、経済産業省は、「消費者の手元の製品が全て把握され、回収等のリコール対応が完全に実施された、すなわち回収率(実施率が100%)となったときであるとしています(経済産業省「消費生活用製品のリコール

ハンドブック2022」)。すなわち、新たな被害発生恐れがある限り、リコールは完了しないというのが経済産業省の基本的な考え方です。従って、経済産業省やNITEの製品事故・リコール情報サイトに掲載された情報は、リコールが完全に終了するまで掲載が消えることはありません。

もつとも、経済産業省へのリコール報告については、①リコール要因による製品事故が3年以上発生していないか、または、②リコールの実施率または市場残存率を加味した補正実施率が90%を超えたか、もしくは、事業者の努力の結果リコール実施率が頭打ち状態に達し2年間経過している場合には、報告を終了できるものとされています。

しかし、リコール報告が終了したとしても、最低限、事業者のウェブサイトでリコール中の商品を検索できるようにしておくなど、消費者への告知や注意喚起を続けることは必要であるとされている点に注意を要します。また、リコールの長期化に伴い交換部品の調達困難といっ

た事情が発生した場合には、リコールの対応内容を「修理、部品交換」から「使用中止、廃棄」の要請に切り替えるなどの対応も考えられます。この場合は、リコールの変更内容を経済産業省に届け出る必要があります(経済産業省「製品事故対応とリコールに関するFAQ」^(*)にある質問集^(*))。

このように、リコールを開始した場合は、長期にわたりリコール活動を地道に続ける必要があります。事業者にとつての負担は決して軽視できるものではありません。こうしたことに鑑みれば、日頃より製品の安全性について十分意識しながら製品の開発を行うことが肝要です。また、製品事故やリコールについては、他にもさまざまなルールや留意点がありますから、監督官庁や弁護士等に相談しながら早めに進めるとよいでしょう。

* 1 : <https://www.nite.go.jp/ikojou/shushu/yaustiki/index.html>
* 2 : https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/index.html#product_safety_law
* 3 : https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/FAQ.html

